

会 議 記 録			
会 議 の 名 称	総務文教常任委員会		会議場所 第3委員会室 担当職員 藤村
日 時	平成25年6月17日(月)	開 議	午前 10 時 00分
		閉 議	午前 15 時 38分
出席委員	吉田 田中 並河 山本 中村 西村 石野 堤 木曾議長		
執行機関出席者	岸企画管理部長、中川人事課長、片山人事課副課長、岸人事課給与係長、門総務部長、西田総務課長、栗林自治防災課長、畑中自治防災課主幹、湯浅自治防災課消防係長、田中自治防災課副課長、吉田税務課長、谷税務課諸税係長、竹岡教育長、辻田教育部長、川勝教育部次長、河原教育総務課長、松山学校教育課長、樋口社会教育課長、石田教育総務課副課長、中西建築住宅課長、木村契約検査課長		
事務局	今西局長、藤村次長、阿久根副課長		
傍聴	<input checked="" type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 否	市民 1名 報道関係者 0名	議員 5名(酒井、藤本、井上、齊藤、中澤議員)

会 議 の 概 要

1 開議

2 事務局日程説明

3 議案審査

10:02～

【企画管理部】

(1) 第4号議案 特別職の給与条例及び教育長の給与条例の一部改正

(2) 第5号議案 一般職員の給与条例の一部改正

企画管理部長 挨拶

人事課長 説明

～ 10:06

< 質疑 >

< 石野委員 >

職員団体加入者の比率は。 来年の4月からは元に戻るのか。 国に対して何か意見を述べる等の考えは。

< 人事課長 >

2つの組合がある。職員組合は60名程度で全体の1割程度、連絡会は100名弱。 国家公務員の給料が元に戻ると、本市のラスパイレス指数は97.5に戻ると思われる。徐々に100に近づけるように努力していきたいと考えている。 地方6団体が国に対して遺憾の意を表明している。H26年度以降は地方と国で給与の協議をしていくという考えなので見ていきたい。

< 石野委員 >

職員団体に加入していない職員への周知、説明はどうしているのか。

< 人事課長 >

追加提案した日に職員に通知し、フリー掲示板にも掲載し、国の要請内容や市の考え方を示した。

< 堤委員 >

9カ月トータルの削減額は。本来なら職員給与は人事院勧告に基づき、特別職であれば報酬審議会で検討してきたが、それを経ずになぜ、今回このように国が削減を要請してきたのか。

< 人事課長 >

月に5.3%の減額で、給料、地域手当等を含み平均月額18,041円×9カ月で計162,369円の減を見込んでいる。級別だと、1級主事級職員が99名で96,867円。2級主査級が73名で122,400円。3級主任級182名で159,462円。4級係長級157名190,863円。5級副課長級43名201,582円。6級課長級60名212,355円。7級部長級18名223,110円。市長は、計498,033円、副市長397,917円、病院事業管理者335,727円、教育長350,892円の減となる。

国からの要請について、交付税削減による要請は異例であると考えている。市民サービスに支障が出ないように給与で減額するというのが亀岡市の考えである。東日本大震災を踏まえ、防災等に対応する地域の元気づくり事業の財源に充てていく考えである。

< 堤委員 >

本市が今回の減額を実施しなければ交付税はいくら削減されることになるのか。冬のボーナスへの影響はあるのか。

< 人事課長 >

1億3,000万円減額の見込みと京都府から聞いている。給与減額をしなければ特別交付税に影響すると考えられる。冬のボーナスには影響しない。

< 並河委員 >

国の押し付けによる自治体への介入であり、職員に大きなしわ寄せが行く。先ほど説明された影響額を資料で提出されたい。京都府下、全国の状況は。級別の年齢区分はどうか。

< 吉田委員長 >

委員会として資料提出について希望するか。

不要との声あり

それでは、資料提出については結構である。

< 人事課長 >

1～2級は20代から30代前後、主査級、主任級は30代から40代、係長級は40代後半から50代、課長級は50代前半から57歳ぐらいまで。部長級は55歳以上である。

京都府は平均6.7%の減額、京都市は平均4.4%の減額、京都市以外の14市はラスパイレス指数が100未満の1市を除いて13市が給与削減を実施する予定であると聞いている。

< 並河委員 >

1市とはどこか。

< 人事課長 >

南丹市である。

< 中村委員 >

今回の措置は異例であり遺憾に思う。しかし、削減分を市民サービスに影響させるわけにはいかない。地方自治体は国に先駆けて削減に取り組んできたので厳しいのは理解する。減額を実施しない場合、基金を取り崩すわけにはいかないと思うが、他に財源捻出の手段はあるのか。

< 企画管理部長 >

財政調整基金は、市民の大事な貯金であるのでその取り崩しはしない。交付税の本算定は7月であるが、確定額から1億3,000万円下がる。仮に一般財源で工面した分があってもそれを職員給与に充てることはできないという判断である。財源捻出の答えはない。

< 中村委員 >

やむを得ないと思う。国の安易な措置に対して要望等は出しているのか。

< 企画管理部長 >

本市独自で書面で国に出したことはないが、全国市長会、近畿市長会等で出された。

< 木曾議長 >

全国の交付税不交付団体は今回の要請に対してどのような影響があるのか。

財源確保について基金を取り崩さなくても繰越金で財源はあると思うがどうか。

< 企画管理部長 >

京都府下では久御山町、東京都、愛知県の自動車会社の在る市は不交付団体で、人件費の削減はしないことを新聞報道で知った。

繰越金は25年度の補正予算等に充てる財源であるので、人件費には充てない考えである。

< 木曾議長 >

財源が不足しているから交付税が交付されるのだから、財源の厳しいところにより厳しい措置であると思う。しっかりやっていかなければならない。特別交付税への影響は決定していないので、もう少し慎重に扱うべきではなかったか。一般施策に影響しないようにという考えはいいと思うが、何かの犠牲の上では問題がある。全体的に考えられたいと思うがどうか。

< 企画管理部長 >

国、総務省が要請を地方公共団体に持ちこんできたもの。職員給与を減額しなければ市民サービスに影響があるので決定した。職員のモチベーションについては、組合との話し合いでも理解を求めたところである。繰越金をもって充てるのは無理があると思う。

< 堤委員 >

国家公務員だけではなく地方も泣いてもらうということで今回の措置になった。地方6団体が国に対して、この財源をどう使うのか等しっかり声を届けてほしい。

< 企画管理部長 >

全国知事会をはじめ地方6団体でH25年1月27日に共同声明が出され、翌日に全国市長会でも声明が出されている。5月15日には近畿市長会で決議され、それぞれの立場で声をあげていただいている。

< 山本委員 >

国から減額を要請される前に独自で取り組んでいたところが多くあるのに一律に減らされるのはどうかと思う。本市のこれまでの取組みは、国の理不尽なやり方には徹底的に声をあげてほしい。

< 人事課長 >

地方行財政改革によりH14から管理職手当をカットしており、7級は7%、5～6級は5%カットしている。また、55歳以上の7級職員は給料の7.5%カット、同5、6級職員は5.5%カットしており、年間500万円ほど減額している。単純計算すると11年以上の取組みにより5,500万円ほどの減額をしてきている。H22の人事院勧告により、55歳以上の6～7級職員は1.5%のカットをし、H22.12月からH25.3月までの削減額は約650万円になる。

本市は、給料以外に職員数の削減で人件費を抑制している。H15～H24の10年間で105名の削減で、新採給与で計算すると380万円～400万円弱で10年間で20億円ぐらいの減額になる。

< 企画管理部長 >

亀岡市長は全国市長会の評議員、近畿市長会でも役員をしているので、そこで市長も市町村の代表として発言している。

< 田中副委員長 >

期末勤勉手当は削減しないということだが、現行どおりか。京都府は級別に削減するが、本市が一律5.3%にした理由は。

< 人事課長 >

現在の俸給表に基づき、例年どおり。本市はこれまで管理職手当の削減や人事院勧告に基づく高年齢者に厳しい削減であった。若年層よりも中高年齢層の方が多く子育てや生活設計上影響がある。勘案して一律の方が公平性が高いと判断した。福知山市、綾部市、木津川市も一律と聞いている。

< 西村委員 >

国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律とはどのような内容か。地方公務員の給与にまで及ぶものなのか。

< 人事課長 >

H24.4.1施行でH26.3.31まで国家公務員の給料を平均7.8%減額するもの。その附則第12条に「地方公務員の給与については地方公務員法及び本法の趣旨を踏まえ、地方公共団体において自主的かつ適切に対応されるものとする。」とあり、それを踏まえて閣議決定等されたものである。

< 並河委員 >

今回の減額は約1億5,000万円になり、交付税削減額より2,000万円ほど多くなる。5.2%にはできないのか。計算はどのようにしたのか。

< 人事課長 >

今回の要請は交付税削減とラスパイレス指数の平準化が大きな視点である。ラスパイレス指数を100にしようとするれば5.3%になる。給料で約1億1,500万円、地域手当約680万円、それに共済費の減を合わせて約1億4,600万円になる。管理職手当の減額分を合わせて1億5,000万円ほどの減になる。

< 企画管理部長 >

仮に5.2%の減にするとラスパイレス指数が100を超える。

< 吉田委員長 >

地方自治体のラスパイレス指数が100より低い時に100に上げよという指導要請はなかった。これまでは職員給与改定は人事院勧告に基づいて実施してきたがこれからはラスパイレス指数100に基づいて行うのか。市の方針が変わったのか。

1億3,000万円減額された分が地域の防災事業等にあたるということだが、交付税ならば一般財源である。それが特定目的の財源になるのか。

物価上昇政策の中で今回のことは理屈が合わないと思う。感想は。

< 企画管理部長 >

本市のスタンスはこれまで人事院勧告準拠であり、これは今後も変わらない。今回は異例。国家公務員給与特例法の附則に基づく、総務大臣からの要請、交付税法の改正があり、やむを得ず措置せざるを得ない。今後は人事院勧告に戻す考えである。

国家公務員給与減額分は東北の復興財源に充てられるが、地方公務員分は防災、減災に係る元気づくり事業に充てられる。3月の大型補正もこの分である。

物価には影響があると思う。

< 吉田委員長 >

特例法で自主的かつ適正にと言いつつ先に交付税を切るのは地方交付税の本旨を国がわかっていない。今後は人事院勧告にもどすとのことであるが、こういう特例は良くないと思うし、一度特例をつくるとまたしかねないと思うがどうか。

< 企画管理部長 >

来年の4月以降についてのことが危惧されるが、職員団体との協議においても基本はこの9カ月のことについて議論してほしいとお願いしている。

< 吉田委員長 >

来年は元に戻ると確信しているのか。

< 企画管理部長 >

今の段階ではそういうことである。

< 人事課長 >

先ほど答えた職員団体加入職員数について訂正する。職員連絡会は約80名、職員組合は50名程度である。

(企画管理部退室)

~ 11 : 02

(休 憩)

11 : 08 ~

[総務部]

(1) 第1号議案 平成25年度亀岡市一般会計補正予算(第1号)

総務部長 挨拶

自治防災課長 説明

< 質疑 >

< 堤委員 >

非常備消防経費報償費の30万円は蔦田野分団へまといを贈るということだが、正確な名称は。

< 自治防災課主幹 >

亀岡市長優秀表彰の規定により「まとい」を作成する経費である。

~ 11 : 13

(2) 報告第 1 号 亀岡市税条例の一部改正

税務課長 説明

~ 1 1 : 1 8

< 質疑 >

< 田中副委員長 >

日本郵政への固定資産税の関係は亀岡市でも該当はあるのか。個人住民税控除による減収分は。今回の税制改革で他に本市に関わるものはあるか。

< 税務課長 >

亀岡郵便局、別院郵便局、本梅郵便局の土地、建物に対象がある。税額の影響は1年間で家屋346,000円、土地127,000円。

住宅ローンについては、H24年度で対象者が1,999人で約6,500万円の影響がある。5%が7%になるのが4年間あり、これを10年間で平準化すると、1年間に約1,044万円の影響がある。なお、この減収分は国庫補てんされることが決まっている。大きく影響するものはない。

< 並河委員 >

延滞金はこれまで14.6%の高い金利であった。件数は何件ぐらいあるのか。

< 税務課長 >

件数は持ち合わせていないが、H23の延滞金の決算額は2,953万円であった。

(総務部退室)

~ 1 1 : 2 2

1 1 : 2 3 ~

[教育部]

(1) 第 1 号 議案 平成 2 5 年度 亀岡市 一般会計 補正 予算 (第 1 号)

教育長 挨拶

社会教育課長 説明

< 質疑 >

< 並河委員 >

発掘調査の期間は。

< 社会教育課長 >

議決後4ヶ月を予定しており、7月から10月で終了したい。

< 堤委員 >

具体的にどのような文化財か。

< 社会教育課長 >

太田遺跡は、口丹波に農耕文化が入ってきた初期の遺跡である。集落のまわりに2重、3重の堀をめぐらしており、直径が150~160mぐらいの集落であり、近畿では有数の大きさである。そういう意味でもかなり注目されている。

~ 1 1 : 3 1

(2) 第 6 号議案 亀岡市立亀岡幼稚園条例の一部改正

教育総務課長 説明

< 質疑 >

< 石野委員 >

本市における対象者は何人ぐらいか。

< 教育総務課長 >

正確には確認できていないが、あっても 1 ~ 2 名である。

< 堤委員 >

幼稚園保育料は、保育園の保育料とは別か。少子化を食い止めるためには大きな視点から保育園も公費負担を増やしていくべきではないかと思うが、教育長の何か考えはあるか。

< 教育長 >

話はよく分かる。持ち帰り、検討はする。

< 教育部長 >

直接所管ではないが、保育所は減免制度があり、第 2 子が 1 / 2、第 3 子は 0 円であると思う。就学前教育無償化の動きがあり、今、政府で検討されている。保育所と同じように第 3 子は 5 歳児を無償にしていこうとする動きがある。

~ 1 1 : 3 8

(3) 第 7 号議案 (仮称) 亀岡市立亀岡幼稚園建設工事 (建築) 請負契約の締結について

教育総務課長 説明

< 質疑 >

< 並河委員 >

広い範囲から通園されることになるが、今後のバス送迎等の考えは。

< 教育総務課長 >

通園方法はこれまでどおり保護者による。

< 西村委員 >

幼稚園の 2 階建ては本市で初めてと思うが、小学校の 2 階建てと違い、配慮した点は。

< 建築住宅課長 >

4、5 歳児教室を 2 階にし、階段の幅に配慮し、エレベーターも設置している。

< 堤委員 >

保護者の送迎時の駐車場は。

< 教育総務課長 >

園舎南側の従前の場所を確保する。

< 中村委員 >

すべての費用を含めた総額経費は。先日、大井町で開催した議会報告会で送迎の希望が出ていたので伝えておく。

< 建築住宅課課長 >

電気設備工事が約 7,000 万円、機械設備工事が約 5,000 万円で今月末に入札する予定。総額は約 5 億円の予定である。

< 並河委員 >

入札には何社参加したのか。落札率は。

< 契約検査課長 >

5 社が参加し、落札率は 94.80%。

< 田中副委員長 >

他の 2 件の契約案件も含めて、円安等による資材高騰により、増額補正の心配はないか。

< 契約検査課長 >

契約書に賃金又は物価の上昇によるスライド条項があるので、その時は対応することになる。

< 山本委員 >

予定価格はいくらであったか。それぞれの工事費は。

< 建築住宅課課長 >

工事費の細かい内訳は今持ち合わせていない。後程お答えする。

< 契約検査課長 >

予定価格は 3 億 7,210 万円。

< 吉田委員長 >

次の 2 議案についても参加業者数、落札率は質問が出ると思われるので、あらかじめ説明されたい。業者選定について、しっかりとした技術を有する業者であること、地域経済への影響を考慮されたい旨、総務文教常任委員会で指摘要望したが、落札業者の実績は。

< 契約検査課長 >

7 号、8 号、9 号議案とも共同企業体で入札業者を決定している。共同企業体の運用準則では、建築工事等については工事費が概ね 1 億 5,000 万円以上、組み合わせは上位等級のみ、あるいは最上位等級又は第 2 位等級に属するものとなっており、A クラスで選定している。結成は業者の自主結成。条件付き一般競争入札、電子入札。A の希望順位が 1 位で本社、本店を市内に置く業者で、全部で 17 社ある。その中で JV を組んでもらって入札に参加いただいた。A ランクなので実績はある。

< 吉田委員長 >

指摘要望した主旨から言って、過去の実績が聞きたいが手持ち資料はないか。

< 契約検査課長 >

過去の実績は今、持ち合わせていないが、17 社とも構成員に監理技術者又は国家資格者を有して条件を満たしている。

~ 11:53

(休 憩)

13:00 ~

(4) 第 8 号議案 亀岡市立川東小学校・高田中学校改築工事 (建築) (第 期) 請負契約の締結について

教育総務課長、契約検査課長 説明

予定価格 7億1,270万円

落札率 94.75%

堤製作所の実績 東別院町グラウンド、畑野町水道未普及地域解消事業

< 質疑 >

< 並河委員 >

冷暖房は設置されているか。

< 建築住宅課長 >

設置している。

< 堤委員 >

絆空間と特別教室棟との間に水路があり、段差があるが解決策は。

< 建築住宅課長 >

現高田中のグラウンド側が約20cm下がっている。HR棟の方を上げて段差を解消していく計画である。

< 田中副委員長 >

堤製、サンケイの建築工事の実績は。

< 契約検査課長 >

過去3年間、市発注の工事はなかった。サンケイは、畑野町水道未普及地域解消事業、三煌は、天川文化センターの改築工事を受注している。これは建築工事である。

< 吉田委員長 >

応札社数は。建築工事の実績がない業者で大丈夫か。

< 契約検査課長 >

3JVによる4社入札。条件付きの一般競争入札で市内のトップクラスの業者から選定している。

< 中村委員 >

3社の割り振りは。契約の中にスライド条項があるとのことだが、逆に資材が安くなった時の適用例はあるのか。

< 契約検査課長 >

建設工事におけるJVの運用準則は出資利率の最低限を決めている。3JVの場合には20%以上。本工事では堤製が34%、三煌33%、サンケイ33%である。

落札者からの請求において実施される契約内容になっている。

(5) 第9号議案 亀岡市立亀岡小学校耐震補強・大規模改修工事(棟)建築請負契約の締結について

教育総務課長、契約検査課長 説明

予定価格 3億1,200万円

落札率 94.52%

4JVによる応札

今井建設工業の実績は下水工事である市道荒塚雑水川線の道路改良工事

南桑土木の実績は調べられていない。

< 質疑 >

< 堤委員 >

亀小はこれまでの分も含めこれだけの経費をかけて、耐用年数は何年延びるのか。
また、川東小は新築されたら何年の耐用年数になるのか。

< 建築住宅課長 >

建物は鉄筋コンクリートなら60～70年と言われている。適切な管理をしていけば躯体としては100年はもつだろう。但し、設備関係は20年で一定の更新を迎える。

< 田中副委員長 >

3つの工事の落札率をもう一度答えられたい。

< 契約検査課長 >

7号議案が94.80%、8号議案は94.75%、9号議案94.52%。

< 田中副委員長 >

落札率が非常に近い数字である。意図的なものを感じるがどうか。

< 吉田委員長 >

同じ感想を持つ。予定価格は公表されているが、これぐらいの率になるものか。

< 契約検査課長 >

土木工事であればばらつくこともあるが、建築工事は資機材が占めるウェートが大きく、積算の差はあまり出ない。

< 木曾議長 >

3工事とも同じ組み合わせのJVか。

< 吉田委員長 >

資料で提出願いたい。

< 堤委員 >

予定価格は公表している。最低制限価格の公表は。

< 契約検査課長 >

事後公表している。

< 建築住宅課長 >

7号議案の質疑で答えられなかった工事費の内訳を申し上げる。園舎解体工事が1,500万円、建築工事が3億2,500万円、外構工事が2,800万円である。

～ 13 : 25

< 3月定例会継続 >

亀岡市若木の家条例の制定について

教育部長、学校教育課長 説明

別紙資料参照

社会教育施設に用途変更した場合の主な法的届出、社会教育施設に用途変更した場合の課題、「若木の家」の今後の在り方、「若木の家」施設整備工事について、説明し、条例提案を撤回したい旨説明。

< 質疑 >

< 吉田委員長 >

今後の在り方で、今のままというのにはありなのか。もしその選択肢がなければなぜか。

3月定例会時、委員会で法的適合性を確認した際、何度も大丈夫であるという返答であった。もし、あの時可決していればどうしていたのか。

< 教育部長 >

今のままという選択肢もある。しかし利用のほとんどが社会教育団体であるという指摘を受けての条例提案であるので何らかの改善はしたいと考えている。

大丈夫であると返答してきた。検討が足りなかった。旅館業法自体は適合できるということで協議していたが、建築基準法の用途変更をしなければならないことがわかり、大きな経費がかかることになった。もし可決されていたら、はっきり答えられないが思慮不足であった。

< 吉田委員長 >

議員は基本的には専門家ではないので、担当課の説明で大丈夫であるということなら信じるしかない。今後、信じていいのかという話になる。今後どうするのか。

施設工事について、宝くじの助成金10/10は学校教育施設のままでも受けられるのか。

< 学校教育課長 >

現施設の改修をするということで受けられる。学校教育施設、社会教育施設は関係ない。

< 教育部長 >

その時も保健所、土木事務所と協議をしていた。詰めが甘かった。本当に申し訳なく思っている。

< 吉田委員長 >

学校教育施設のままでも大丈夫か。

< 学校教育課長 >

大丈夫である。

< 教育部長 >

委員会の最中であるが、本日の給食でアレルギーが発生したので次長は退席させていただく。

< 木曾議長 >

説明よりもまずは謝罪を先にすべきではないのか。問題がわかってから時間も経過しているのに教育委員会としての方向性も決めないままでどうしようとしているのか。単に撤回でことが済むのか。

< 教育長 >

おっしゃる通りである。お詫び申し上げたつもりであったが改めて謝罪する。議会に迷惑をかけたことを心からお詫び申しあげたい。今後については、もう少し時間をかけて利用団体の声も聞きつつ方向性を考え、整理して絞り込んでいきたい。議会へは適宜報告させていただけたらと思っている。

< 木曾議長 >

公務員は法律に基づいて仕事をしている。法に抵触したことを説明すること自体がおかしい。信用できなくなってくる。指摘があれば、その時に調べるべきである。自覚と認識を持って仕事をするように。今後の方向性を示してこの場に臨むべきであった。非常に残念だ。

< 教育部長 >

おっしゃる通りである。法律に基づくべきものが出来ていなかったことを申し訳な

く思う。社会教育施設として宿泊を伴うものは困難と思う。学校教育施設として目的外利用を認める。但し宿泊は見直す方がいいと思っている。宿泊をしないことについては、利用団体にも十分説明が出来ていないので9月を目標に出来るだけ早く整理したい。

<吉田委員長>

予算の補助金も使えるということだが、当初の方向性を聞いた上での予算である。方向性が決まるまで執行保留とかにはできないか。

<教育部長>

方向性を決めてから工事する。

<吉田委員長>

本議案については、提案者である市長から議案撤回申出書が提出され、6月定例会最終日の本会議で撤回が諮られる予定であるので、委員会の審査はここまでとし、討論、採決は行わないこととしたいと思う。異議はないか。

異議なし

<吉田委員長>

それでは、そのように取り扱う。

<教育部長>

報告申し上げる。本日の給食のBグループの献立中、イカリングフライを食べた児童4人ほどにアレルギーが出た。1人は薬で落ち着いた。アナフィラキシー症状は出ていない。後は確認している。また、報告させていただく。

(教育部退席)

~ 13 : 53

<自由討議>

<吉田委員長>

討論に入るまでに、4号、5号議案について自由討議をしたい。意見はないか。

<木曾議長>

議案に賛成反対は別にして、国に対して意見書を出す方向で議論をしてはどうか。

<吉田委員長>

石野委員から附帯決議の話も出ていた。意見書については後程考えたい。今回の件は不当要求でしかない。仕方がないではなく、毅然としていくべき。

<西村委員>

意見書は市単独ではなく、市長会等出すべきと思う。

<堤委員>

京都府議長会、近畿議長会で出すよう木曾議長から働きかけてもらえないか。

<木曾議長>

先日の京都府市議会議長会でも話をした。府下の6月定例会が一番が本市であり、他市は本市の状況を見ている。各市も悩んでいるのは事実である。会長である南丹市議会議長には相談して意見書を上げればいいが、亀岡市でも一致できれば意見書を上げればどうかと思う。

<吉田委員長>

議長会で声明を出していなかったか。

< 木曾議長 >

初め、山田知事は反対していたが、だんだんトーンが下がってきた。

< 事務局 >

意見書について、他市の状況説明

< 中村委員 >

一致できたら国に意見書を出せればと思う。震災後2年経って、防災等の意識が少し薄れてきていると感じる。主旨からはやむを得ず、議案には賛成する。

< 吉田委員長 >

ルールと法律に基づいて判断するものであり、ムードで決めるのは議員としてはいかがかと思うが。

< 並河委員 >

それぞれの政党が公約の中で防災、減災と言っていたが実行したのか。消費税も上がるのに、国債発行も膨らみ、借金が増える中で国民の暮らしを苦しめる今の日本はこれでいいのか。

< 木曾議長 >

国会議員も含めて政治家が官僚に侮られている。官僚主導だ。

< 堤委員 >

与党も野党も努力が足りない。性根が入っていない。一般労働者ならば通らない話だ。公務員だから言われている。あってはならないことだ。今回は仕方がないにしても、今後は絶対認めないことを表明するには議長から議長会を通じて言ってもらえない。

< 木曾議長 >

皆が一致して背中を押してもらえないと議長会で言うことは出来ない。亀岡市はいわゆる市内での大きな1企業である。経済にマイナス影響は絶対出ると思う。外での飲食も減ってくる。また、市が減額すれば中部広域消防組合も減額することになる。

< 吉田委員長 >

経済の波及効果で言うとマイナスである。

< 堤委員 >

意見書を委員会から議運に出してはどうか。

< 吉田委員長 >

基本的に全会一致ではないので、委員会からは出せない。各会派で調整いただきたい。

< 山本委員 >

意見書は上げてほしい。

< 吉田委員長 >

これで自由討議は終了する。

~ 14 : 11

4 討論～採決

< 討論 >

< 並河委員 >

4号、5号議案に反対の立場で討論する。国の押しつけによる職員給与の引き下げは、交付税削減と抱き合せて給与削減をしようとするものであり、政府のさじ加減で勝手に交付税操作はすべきでない。地方分権の根幹に関わる。消費の低迷によ

り地域経済にも大きな影響を与えるものである。

< 西村委員 >

4号、5号に賛成する。言うは易し、行うは難し。反対するならば財源を明確にしなければいけない。

< 堤委員 >

4号、5号に賛成。異論はあるが、今回の場合、特定の自治体だけの話でなく、国全体としての取組みであるのでやむを得ない。地方に還元される財源をいかに有効に生かしていくかが大切である。

< 中村委員 >

4号、5号に賛成。交付税が削減されやむを得ない。

< 石野委員 >

4号、5号に賛成。国のやり方は遺憾に思う。職員には負担をかけるが、交付税が削減されやむを得ない。

< 山本委員 >

国のやり方は遺憾である。財源という点で、職員には苦勞を掛けるが4号、5号に賛成。

< 田中副委員長 >

4号、5号に反対の立場である。市が交付税で削減された1億3千万円の財源をどうするという問題ではなく、国がその削減分をどう使うかが問題である。災害復興と言いながら他の目的に使ったり、大企業への減税等々を行い庶民の暮らしにシワ寄せがきている。また、本市の特別職の給料が特別に高いから減額するというのなら賛成もするが、職員に合わせて減額するというのは筋から言っても反対である。

< 採決 >

< 吉田委員長 >

順次、採決する。賛成者は挙手願う。

第1号	挙手全員	可決	
第4号	挙手多数（反対	田中、並河委員）	可決
第5号	挙手多数（反対	田中、並河委員）	可決
第6号	挙手全員	可決	
第7号	挙手全員	可決	
第8号	挙手全員	可決	
第9号	挙手全員	可決	
報告第1号	挙手全員	承認	

< 指摘要望 >

< 吉田委員長 >

委員会として意見書は出さないのので、指摘要望することがあれば出されたい。

< 山本委員 >

国に地方自治を尊重してほしい旨、要望したい。

< 西村委員 >

指摘要望にあげなくていい。国に対して議会で意見書を上げているところはそれだけ財政力のある自治体である。議長会ならばいいが、個の議会では控えたほうがいい。

< 吉田委員長 >

意見書はまた、議運等で協議してもらった方がいいが、市長が国に対して要望するようと言う意見を指摘要望とするか。

< 堤委員 >

市長において、市長会等でも声をあげるよう要望するということか。

< 中村委員 >

委員会として、市に対して、職員の志気を下げないようにという附帯決議を付けるのはどうか。

< 吉田委員長 >

議案に賛成しておいて、志気を下げないようにするのはどうか。

< 堤委員 >

「今後においては、地方6団体の意見を十二分に尊重して慎重な対応を求めたい。」という主旨の要望をするよう指摘してはどうか。

< 吉田委員長 >

それでは、ただいまの堤委員の意見を指摘要望に入れる。文言は正副委員長に一任願、21日に確認願うことにする。

全員了

附帯決議はどうか。

賛成者少数

< 田中副委員長 >

7号、8号、9号の契約議案について、昨年の亀中の教訓からも施工監理を適正にされたい旨、強く指摘要望されたい。

< 吉田委員長 >

そのようにする。

全員了

~ 14 : 30

(休 憩)

14 : 42 ~

5 陳情・要望について

< 吉田委員長 >

3件とも郵送で来たものであるので聞き置く程度でいいか。意見は。

< 並河委員 >

慰安婦問題について、委員会で協議されたい。京都府議会でも可決されている。委員会として意見書を上げてはどうか。人権の観点から声をあげるべきでは。

< 吉田委員長 >

京都府では(1)の慰安婦問題、(2)の子ども・被災者生活支援法についても可決されている。基本的には郵送で来たものは聞き置く程度としているがどうか。各会派で出されて、議運で調整ということでもいいか。

全員了

それでは、そう言う取扱いにする。

6 その他

議会報告会でいただいた意見・要望と回答について

< 吉田委員長 >

別紙について、それぞれ「参考」「報告」「調査回答」のどの扱いにするか検討する。

結果は別紙のとおり

議会だよりの内容について

< 吉田委員長 >

3項目を目途に抽出したい。3契約議案、職員給与削減についてはどうか。

< 木曾議長 >

若木の家条例についてはどうか。

< 吉田委員長 >

それでは、若木の家条例の取り下げ、職員、特別職給与削減、契約議案の3点にする。

全員了

行政視察のまとめについて

< 吉田委員長 >

行政視察のまとめは、まだフォーマットに落とせていないので、次回まで待っていただきたい。議会だよりに載せる200字程度の視察報告については正副委員長に一任願いたい。

全員了

次回月例会の日程、内容について

< 吉田委員長 >

日程は閉会日に決めることにする。内容についての希望はどうか。個人的には、ファシリティマネジメントについて、一般質問の答弁でも進めていくという答弁があった。その方向性、考え方を聴きたい。

< 事務局 >

6月定例会の閉会日に決算特別委員会が設置され、継続審査になるという流れであるので、7月あるいは8月例会の中で決算分科会で行う事務事業評価についても検討いただきたい。

< 吉田委員長 >

事務事業評価の項目抽出は決算議案が出されてからになるかと思うが、今回は当初提案か。

< 事務局 >

今回は、当初提案できるよう進めている。しかし、提案されるまでに、普段から気になっている事業等があれば事前に深めたり、現場があるものなら現場視察とかされれば継続審査が生きてくると思われる。

< 吉田委員長 >

それでは、7月の月例会で項目を抽出し、現場があるものならば8月に見に行くことにする。事務局においては、議案が出る前だが事務事業の項目リストを用意されたい。

全員了

<事務局>

先ほどのファシリティマネジメントについてはどうか。

<吉田委員長>

時間があれば聴きたい。

<中村委員>

執行部ではあまり進んでいないようにも聞く。

<吉田委員長>

確認の上、説明できることがあれば依頼し、なければもう少し先にする。それと、前回給食の放射能検査の話聴いたが、その後検査した食材のリストの提出を求めたい。

日程は、21日に調整し、決定したい。

その他

<田中副委員長>

先ほどの給食のアレルギーについて、経過報告できることがあればこの場でどうか。

<吉田委員長>

教育委員会に確認願う。

<木曾議長>

王子並河線の王子から広道までの区間で狭窄の工事をしている。本日の14時には完成する。スピードが落ちるかも含めて、また、見ておいてほしい。

15:17~

【教育委員会からの報告】

<教育部長>

あの後元気にしていたとのことであったが、今、急変したとのこと連絡があったところである。東別院小児童のアレルギーはイカそのものであった。イカリングフライの2個のうち1個を食べた。母親に連絡し、薬を飲ませたら症状も出ず、治まっていた。しかし校庭で遊んでいたら先ほど、顔が赤くなってきたので病院に向かった。

つつじ小は2人がイカアレルギーで、1人は生でなければ大丈夫で、もう1人は甲殻類アレルギーで1口かじったところで担任が気づき吐き出させた。症状は出ていない。城西小、大井小にもアレルギーの児童がいるが食べていない。現在、気になっているのは東別院小の児童である。

<吉田委員長>

なぜ食べたのか。

<教育部長>

献立表のイカにマーカーを引いて保護者に渡すのだが、そのチェックが出来ていなかった。まずは給食センターの栄養士がチェックし、それを学校に渡している。

<木曾議長>

代替を作るのか。

<教育部長>

代替は作らない。食材を抜くか、家庭が別のものを持たすかのどちらかである。イカにマーカーが付いていなかったのは給食センターの落ち度と思う。担任も把握すべきところだが、とおり過ぎてしまった。

<吉田委員長>

一人一人チェックしているのか。

< 教育部長 >

そうである。130人ほどいる。

< 木曾議長 >

報道機関へはどうか。

< 教育部長 >

まだ、そこまでいっていない。ほんの今の話である。これまでアレルギー事故はなかったの、その旨の答弁を議会でした途端にこのようなことで申し訳ない。厳重なチェック体制をしたい。

< 並河委員 >

給食センターも関わっているのは1人なのか。

< 教育部長 >

主になるのは一人の栄養士が作ったもので、複数にチェックするようにはしている。

< 田中副委員長 >

パソコンでチェックできるような仕組みができればいいのだが。手作業では厳しい。

< 教育部長 >

アレルゲンはまちまちで何十種類とある。

< 吉田委員長 >

チェックソフトがあれば。

< 木曾議長 >

先日、総務文教常任委員会で視察した草加市のように自校方式ならチェックもしやすいが、センター方式では大変だ。チェック体制が大切だ。

< 教育部長 >

これから病院も尋ねる。経過がわかればまた、報告させていただく。

< 吉田委員長 >

それでは、本日はこれで閉議する。

15 : 38 閉議